

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ HOT コーナー



ハッピーごまちゃん®
市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

**防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225**
防災行政無線で放送した
内容が聞き取れなかった
場合、再度聞き直せます
(定時放送を除く)。通話
料は無料です。

案内

会議の開催

●第1回八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会の傍聴
お苑運営委員会の傍聴
日5月16日(水) 午後1時30分～3時
場別館B会議室
●八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会平成29年度事業報告について
定10人(当日先着順)
問長寿介護課 ☎447

●八潮市立保健センター運営委員会の傍聴
日5月29日(火) 午後1時30分～2時30分
場保健センター
●平成29年度保健センター事業実績報告・平成30年度保健センター事業計画について
定5人(当日先着順)
問健康増進課 ☎3381

コンビニ交付サービスの一時利用停止

システムメンテナンス作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。
日6月10日(日) 午後6時～11時
問住民票・印鑑証明・戸籍関係Ⅱ市民課 ☎411、課税所得証明・非課税証明関係Ⅱ市民課 ☎206

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国同時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。
日5月16日(水) 午前11時頃
●防災行政無線チャイム▼これは、Jアラートのテストです(3回)▼こちらは、防災やしおです▼防災行政無線チャイム
※災害や天候などにより、試験放送を中止する場合があります。
問危機管理防災課 ☎305

平成30年工業統計調査

平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。この調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査で、工業の実態を明らかにすることを目的としています。
調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

不育症検査費用の助成

不育症検査費用の一部助成を開始します。
●次のすべてに該当する方▼医師に不育症と判断された方など▼申請時に法律上の婚姻をしている夫婦で、双方または一方が市内に住民登録がある方▼不育症検査開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦
●指定医療機関(都道府県などの長が指定する特定不妊治療を実施する医療機関)の医師または県が公表する助成対象医療機関の医師が必要と認める不育症のリスク因子の検査▼夫婦共に受けた検査または妻のみが受けた検査(医療保険適用、適用外を問わない)▼検査開始から終了まで1年以内に実施した検査
助成金額 2万円(千円未満切り捨て)を上限とし、夫婦1組につき1回まで
※助成金申請の必要書類などについて、詳しくは、保健センターへお問い合わせください。
問保健センター ☎995・3381

中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。
●次のすべてに該当する方▼最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前もしくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ前年同期に比べて5パーセント以上減少している方▼市内で1年以上事業を営んでいる方▼期限の到来している市税を完納している方
限度額 1000万円(運転資金)
償還期間 10年以内(据え置き1年以内含む)
利率 1.2パーセント(平成30年4月現在)
信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助
保証人 個人は不要、法人は保証協会の定めるところによる
担保 必要に応じて求める
●事前に金融機関に相談のうえ、5月14日から平成31年1月31日までに、商工観光課(☎479)へ
※予算枠に達した場合は締め切り

総合相談の開催

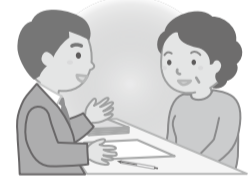
日5月18日(金) 午後1時20分～4時
●弁護士による法律相談のみ電話予約制(5月16日(水) 午前9時～)
●八潮メセナ集会所
●日常生活の悩みごとなどについて、弁護士・税理士・行政相談委員・宅地建物取引士・行政書士・司法書士が相談内容別に対応
費無料
問秘書広報課 ☎373

振り込め詐欺に注意

振り込め詐欺の対処法として、留守番電話が有効です。お金の話が出たらそれは詐欺です。家族や警察に相談しましょう。
問交通防犯課 ☎397

5月31日は世界禁煙デー

タバコは個人の嗜好品ですが、がんや生活習慣病などさまざまな病気の危険因子であることが、科学的に証明されています。また、タバコの



災害時における相互応援に関する協定

4月18日(水)、八潮市と山梨県笛吹市は「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害発生時に被災市だけでは十分な災害対応ができない場合、食料・飲料水や生活必需品の提供、救援活動および災害復興のための職員の派遣、被災住民の一時受け入れなどに関し、相互応援を迅速かつ円滑にすることにより、市民の安全を確保することを目的としています。

今後も八潮市では、災害対策を強化するために、自治体や民間事業者などと災害協定の締結を積極的に進めていきます。



八潮市・笛吹市「災害時における相互応援に関する協定」締結式

問危機管理防災課 ☎305

市工業振興基金を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金による支援を行います。

●次のすべてに該当する方

- ▼市内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
- ▼申込日現在、市税の滞納がない方
- ▼他の制度による助成を受けていない方
- ▼平成31年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

対象事業

- 産学官共同研究事業
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
- 国際規格等認証取得事業
市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得
- 工業新製品開発事業
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
- 経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
機械装置、工具器具の購入または修繕費

補助額

- 産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業
経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額30万円)
- エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額10万円)

日5月14日から6月29日までに、商工観光課(☎384)へ

※予算枠に達した場合は締め切り